

## 名誉会員に関する規程

### 第 1 条

一般社団法人 形状記憶合金協会(以下、本協会という。)の 名誉会員 に関して本規程を定める。

### 第 2 条

本協会の名誉会員の 推薦基準 及び 決定 は、次のとおりとする。

1. 名誉会員の候補者は、本規程に基づき、理事会にて審議し、決定する。
2. 会長は、理事会の決定に基づき、名誉会員を承認し、総会で名誉会員になった会員を報告する。
3. 名誉会員の候補者は、以下の条件のいずれかを満たす者とする。

ただし、法人会員登録者への名誉の称号付与は行わない。

なお、本規程制定前においても、以下の条件を満たす者は審議の対象とする。

- (1) 会長 あるいは 事務局長 を 4 年以上歴任した者
- (2) 本協会の理事、監事を 10 年以上歴任した者
- (3) 本協会の活動に多大な貢献や功績があったと認められる者

### 第 3 条

名誉会員の 権利 は、次のとおりとする。

- (1) 総会で承認された年度からの会費納入の義務はないものとする。
- (2) 総会で承認された年度からのイベント(講習会、基礎講座、シンポジウム、セミナー)参加費の負担は、無いものとする。
- (3) 社員総会の議決権は有しない。
- (4) イベントへの参加や研究発表をすることは出来るが、交通費、交流会費用は正会員と同様に負担する。

### 第 4 条

本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

1. 本規程は、令和4(2022)年 3月 11日より施行する。